

「通所介護型」(中田デイサービスセンター)

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
宮城県指定 第0475400909号

1 事業主体名

- (1) 法人名 社会福祉法人 仙台ビーナス会
- (2) 法人所在地 仙台市太白区四郎丸字大宮 26-3
- (3) 電話番号 (代) 022-241-5990
- (4) 代表者名 理事長 齋藤 信子
- (5) 設立年月日 平成7年7月19日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成18年4月1日指定
宮城県第0475400909号

(2) 事業所の目的

指定通所予防介護は介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に介護予防通所介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 中田デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 仙台市太白区西中田 2丁目 23番5号
- (5) 電話番号 022-741-3881
- (6) 事業所長 小玉 公治
管理者 小玉 公治

(7) 運営方針

- ① 事業所の介護職員等は、あらかじめ利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の希望等を尊重して策定した居宅サービス計画に基づき、通所介護型計画を作成し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、必要なサービスを適切に提供する。
- ② 通所介護型の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 地域社会への貢献活動をすすめ、介護保険制度の普及発展に寄与する。

- (8) 開設年月日 平成15年11月17日

- (9) 通常の事業の実施地域 仙台市太白区、若林区の一部、及び名取市の一部
(センターよりおおむね片道30分圏内)

(10) 営業日及び営業時間

イ. 営業日 月曜日から土曜日（日曜日休業）

ロ. サービス提供時間 通常サービス 10:00～15:30

時間延長サービス 7:30～10:00 / 15:30～19:30

ハ. 時間延長サービスの申込み及びサービス利用の変更や中止等の受付時間は前日の17:30までとする。

但し、緊急の場合はこの限りでない。

(11) 利用定員 1日当たり20人

3 職員の配置

(主な職員の配置状況)

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
1 所長	1 以上	兼務可
2 管理者	1 以上	兼務可
3 生活相談員	2 以上	1
4 介護職員	4 以上	3
5 看護職員	1 以上	1
6 機能訓練指導員	1 以上	1
7 管理栄養士	兼務	兼務可

*常勤とは、週40時間勤務を1と見たものです。

(主な職種の勤務体系)

職種	勤務体制
1 介護職員 生活相談員	勤務時間 8:30～17:30 *原則として毎日1名は勤務します。
2 看護職員	勤務時間 8:30～17:30 *原則として毎日1名は勤務します。
3 機能訓練指導員	勤務時間 8:30～17:30 *原則として毎日1名は勤務します。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスには、

- ・介護保険から給付されるサービス
- ・介護保険の対象外のサービス

がありますので、それぞれサービス利用に係る自己負担金が異なります。

(1) サービスの概要

送 迎 仙台市太白区、若林区の一部、及び名取市の一部

(センターよりおおむね片道30分圏内)

時間延長サービス 7:30～10:00 / 15:30～19:30

の間に利用される場合は、送迎がありません。

入 浴 身体の清潔保持や心身のリフレッシュを目的とし、入浴することが出来ます。

食 事 栄養士の立てた献立により、栄養並びに利用者の身体の状態を考慮した食事を提供します。おやつも提供しています。

運動器機能向上サービス

介護予防通所介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な運動機能の維持向上に努める。

口腔機能向上サービス

介護予防通所介護計画に基づき、口腔清掃、摂食、嚥下機能訓練の指導や実施を適切に行う。

選択サービス複数実施加算Ⅰ

運動機能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービスのうち2種類のサービスを実施していること

選択サービス複数実施加算Ⅱ

運動機能向上サービス・栄養改善サービス・口腔機能向上サービスのうち3種類のサービスを実施していること

(サービス利用料金)

下記の通り、利用料金のうち1割ないし2割、3割を利用者負担としてお支払い下さい。

※【1割負担】

要介護認定区分	介護報酬単位	加算単位 (共通の加算)	1回あたりの 利用料金のめやす (昼食代 510円含む)
要支援 1	1,798 単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ (要支援 1 88 単位/月) (要支援 2 176 単位/月) 科学的介護推進体制加算Ⅰ 40 単位/月	2,160 円 (要支援 1)
要支援 2	3,621 単位	介護職員処遇改善加算Ⅰ ひと月の総単位数に 9.2% を加算	4,304 円 (要支援 2)

※【2割負担】

要介護認定区分	介護報酬単位	加算単位 (共通の加算)	1回あたりの 利用料金のめやす (昼食代 510円含む)
要支援 1	1,798 単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ (要支援 1 88 単位/月) (要支援 2 176 単位/月) 科学的介護推進体制加算Ⅰ 40 単位/月	4,320 円 (要支援 1)
要支援 2	3,621 単位	介護職員処遇改善加算Ⅰ ひと月の総単位数に 9.2% を加算	8,608 円 (要支援 2)

※【3割負担】

要介護認定区分	介護報酬単位	加算単位（共通の加算）	1回あたりの 利用料金のめやす (昼食代 510円含む)
要支援 1	1,798 単位	サービス提供体制強化加算 I (要支援 1 88 単位/月)(要支援 2 176 単位/月) 科学的介護推進体制加算 I 40 単位/月	6,480 円 (要支援 1)
要支援 2	3,621 単位	介護職員処遇改善加算 I ひと月の総単位数に 9.2% を加算	12,912 円 (要支援 2)

*上記の 1 単位は 10.27 円になります。

*送迎・入浴は基本単位に含まれます。

*まだ要介護（要支援）認定を受けていない場合は、認定が確定した後に請求致します。

*介護保険給付額に変更があった場合は、それに合わせて利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とはならないサービス

次のサービスは利用料金の金額が利用者の負担になります。

(サービスの概要と利用料金)

①食費

イ 通常サービスにおける昼食の食費	510円
ロ 時間延長サービスにおける朝食代	300円
夕食代	500円

②時間延長サービス料金

	時間	要支援 1・要支援 2
イ 朝	7:30~10:00	1時間当たり
ロ 夕	15:30~19:30	500円

③ 介護保険の給付限度額を超えて利用する場合は、介護予防報酬額の全てを利用者が負担することになります。

(3) 利用料金のお支払い方法

上記(1)・(2)の料金及び費用は、1ヵ月の料金をまとめて翌月に請求いたします。翌月20日に郵便口座より引落とし、もしくは現金にてお支払い下さい。

5 事故発生時の対応について

(1) 通所介護型サービス提供中に、利用者が突然身体等に急変が生じた場合は、看護職による応急措置を講じると共に、主治医と連絡をとり指示を仰ぎ、必要により救急車の要請又は、センターの送迎車にて関係病院に搬送すること。

(2) 管理者は、上記の事故が発生した場合は内容を全て記録すると共に、直ちに家族

との連絡を取り、症状などの説明及び報告を行う。

- (3) 送迎中に交通事故等が発生した場合は、センターに事故内容を報告すると共に、警察及び救急車の要請の有無についても報告すること。センター管理者は、直ちに警察及び救急車の要請を行うと共に、関係施設の看護師等の応援を現場に派遣し必要な措置を講じる。
- (4) 上記の事故等が発生した場合は、速やかに該当する市町村の関係課に連絡を取り、必要な措置を講じる。
- (5) 利用者に対する通所介護型サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

6 損害賠償について

センターでは、サービス提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、補償制度の範囲以内において誠意をもって対応いたします。

加入賠償制度：宮城県地域福祉総合保障制度

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

7 非常災害対策について

- (1) 管理者は、非常災害に備え防災計画を立て、定期的に避難、救出訓練を実施するものとする。
- (2) 特に、火災の防止に当たっては、防火管理者を置き、消防用設備等の自主点検及び自衛消防訓練等を実施するものとする。

8 苦情の受付及び個人情報保護に関するお問い合わせについて

- (1) 当事業所における苦情の受付及び個人情報相談窓口

イ 苦情受付及び個人情報相談窓口（担当者） 生活相談員 守屋 恵美

TEL 741-3881

勤務の関係上不在の場合は、他の職員にご伝言下さい。

ロ ご意見や苦情、個人情報相談に対する解決体制について

・解決責任者 所長 小玉 公治

寄せられたご意見や苦情、個人情報相談については施設長が責任者となり、各関係者と相談しながら、申出人と誠意をもって話し合い、合意が得られ又は適正な措置が実施されるよう努めます。

ハ 苦情解決第三者委員の委嘱について

・第三者委員

仙台ビーナス会 監事

坂田 祐子 TEL 022-241-6225

仙台ビーナス会 評議員

佐藤 浩二 TEL 022-241-3674

第三者委員を委嘱し、申出人の希望があれば、解決のための相談に関与していただきます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市太白区役所 介護保険課	所在地 電話番号	仙台市太白区長町南三丁目1-15 022-247-1111
仙台市役所 居宅サービス指導係	所在地 電話番号	仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 022-214-8192
宮城県国民健康保健 団体連合会	所在地 電話番号	仙台市青葉区上杉一丁目2-3 022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 「福祉サービス利用に関 する運営適正委員会	所在地 電話番号	仙台市青葉区本町三丁目7-4 022-225-8467

9. サービス利用に当たっての留意事項について

通所介護サービス利用に当たって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自分の力で出来ることは、積極的に自分でするように努めて下さい。
- (2) 他者と良好な関係を築き仲良く楽しい生活が出来るように心掛けて下さい。
- (3) 頭痛、風邪等体調不良の場合は利用を休んでください。
- (4) 入浴の場合は、必ず健康チェックしてから可否を判断しますので、看護師の指示に従って下さい。
- (5) 機能訓練を行う場合は、必ず指導員の指示に従って下さい。
- (6) レクリエーション、外出等の行事の場合は、介護職員の指示に従い、活動を行って下さい。
- (7) 喫煙は、定められた場所でのみとします。
- (8) 送迎の際は、必ず職員の誘導に従い乗降すること。リフト乗降中は危険な為、不必要に身体を動かさない。また大声を出さないこと。
- (9) センター内及び送迎車の中での、政治、宗教活動は行わないで下さい。
- (10) 食べ物やお金などは利用中の不必要な物の持ち込みはトラブルの元となる為、ご遠慮下さい。
- (11) その他、職員の指示に従って下さい。

確 認 書

令和 年 月 日

通所介護型サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

中田デイサービスセンター

説明者 職 名 生活相談員
氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、通所介護型サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 印

代理人住所

氏 名 印

(続柄)